

生活規定について

0 目的

生徒自らが遵守すべき学習上,生活上の規律を示し,生徒が安心して学習に専念できる学習環境を整えるとともに,身心の健康や社会性を涵養することを目的とする。

1 始業・下校時刻

- (1) 始業時刻は午前 8 時 35 分とする。
- (2) 下校時刻は午後 4 時 55 分とする。

2 欠席・遅刻・早退・欠課

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課することがあらかじめ分かっている場合は,事前に担任に届け出る。当日, 急な欠席・遅刻となった場合は, 保護者を通じて午前 8 時 20 分までに学校に連絡する(きずなネットの利用を推奨する)。
出席停止となる感染症に罹患した場合は,「学校感染症罹患報告書」を提出する(本校ホームページよりダウンロード可)。
- (2) 入学試験・就職試験・公式試合等による欠席・欠課については, 所定の用紙に理由を明記し, 部顧問, 担任の確認を受け教務部に提出する。
- (3) 忌引日数は次に定める期間内である。
両親……………7 日
祖父母・兄弟姉妹……………3 日
伯叔父母・曾祖父母……………1 日
- (4) 遅刻した場合は, 職員室にある入室許可証に必要事項を明記し, 生徒指導の確認を受け, 該当時間の教科担任に提出する。
- (5) 早退については, 生徒手帳の諸届欄に理由を明記し, 担任の許可を得る。

3 身だしなみ

高校生としてふさわしい身だしなみであること。

- (1) 制服 学校指定のものとする。加工は認めない。
 - ① ブレザー
 - ② 半袖シャツか長袖シャツ(ネクタイ・リボンを着用時はボタンを閉める。非着用時は第一ボタンをはずしてもよい。)
 - ③ スラックス(ベルトを使用すること)またはスカート(折り曲げず, ベルトを使用しないこと)
 - ④ ネクタイまたはリボン(ボタンで留めること)
 - ⑤ ベスト(購入は任意)
 - ⑥ スリッパ(学年色)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ネクタイ・リボン	着用	着脱可						着用				
ブレザー	着用	着脱可						着用				
指定のベスト (購入は任意)	着用可											
防寒着	着用可											
	※クールビズ期間と合わせています。											
	※防寒着着用の際は必ずブレザーを着用すること。											

(2) 靴下 男女とも華美でないもの、ストッキングは肌色または黒の無地とする。

(3) 履物 学生革靴・運動靴であること。

(4) 防寒着 カーディガン・セーター等（無地で黒，紺，グレーのみ）とする。

(5) 頭髮 清潔な高校生らしい髪型であること。

パーマ・脱色・着色・エクステ（付け毛）等はしないこと。また、流行を追う髪型や奇抜で不自然な髪型などについても学校から指導があれば改善すること。

(6) その他 ピアス・イヤリング・ネックレス・マニキュア・化粧等，装飾をしないこと。

4 交通安全

(1) 交通法規，ルール，マナーを守る。

ア 自転車は、原則として車道の左側端を左側通行し、歩道では歩行者を優先する。

イ 交通法規を遵守する。

※交通規則違反の例

- ・自転車での 2 人乗り，並列走行，夜間の無灯火走行，一旦停止無視，走行中の通信機器操作，イヤホン等の装着，傘さし運転等
- ・斜め横断，道路への飛び出し，信号無視等

ウ ヘルメットの着用を推奨する。

エ 通学途上等に自転車を放置しない。

オ バス・電車・地下鉄を利用する者は乗車マナーを守る。

(2) 登下校は必ず通学路を通る。

(3) 自転車通学許可について

ア 通学的手段として自転車が必要な者に対しては，交通法規を遵守することを条件として，自転車の使用を許可する。

イ 許可された者は自転車を登録し，所定のラベルを後輪泥除けに貼る。

ウ 未登録の自転車は使用しない。

エ 自転車は常に点検し事故にあわないように整備しておく。

(4) 交通事故・交通規則違反が発生した場合は，速やかに担任・生徒指導部に届け出る。

(5) 運転免許証取得は認めない。（正当な理由があり生徒指導部の許可を得た場合はこ

の限りではない。)

(6) 免許を取らない・バイクを買わない・バイクに乗らない・バイクに乗せてもらわないの四ない運動の主旨をよく理解してこれを遵守する。

5 政治的活動・言論・集会に関する規定

(1) 校内で選挙運動や政治的活動を行う際は自身または他の生徒の学業や生活に支障が及ばないように配慮すること。選挙運動に参加する際は公職選挙法に違反ないしは抵触しないように留意すること。(満 18 歳未満の選挙運動は法律で禁止されている)

(2) 個人または団体が次のことを行う場合は、事前に生徒指導部に届け出ること。(選挙運動とみなされる行為については、公職選挙法の規定により判断する)

ア 校内で掲示物・配布物を出す場合。

イ 校内で集会を行う場合。

ウ 校内でアンケート調査・署名を行う場合。

エ 学校の名を用いて校外の団体に加盟したり、校外の集会・行事に参加する場合。

(3) 校外の集会・行事に参加する際はその内容が違法なもの、暴力的なもの、自身または他の生徒の学業や生活に支障があるものでないことを確認すること。内容によっては学校が参加を制限または禁止する場合がある。

(4) その他、選挙運動や政治的活動あるいは校外の集会・行事などについて不明な点があれば、保護者や生徒指導部に相談すること。

6 生徒の旅行

(1) 学割の必要な者は「学生割引証交付願」を提出する。

(2) 宿泊を伴う場合は、保護者の付添い、または同意を必要とする。

(3) 休業日以外の旅行は、原則、計画しないようにする。

7 アルバイト

アルバイトは原則として禁止する。

やむを得ない理由によりアルバイトを希望する場合は、保護者から生徒指導部へ申し出る。

8 その他

(1) 貴重品(時計・お金・スマートフォン・タブレット等)を身から離す場合は、ロッカーを利用し各自で用意した鍵を使用する。

(2) 物品の紛失・盗難が発生した場合は「紛失・盗難届」を直ちに生徒指導部へ提出する。

(3) 盛り場・遊技場等高校生としてふさわしくない場所へ出入りしない。

(4) 学校設備・備品等、公共物を大切にす。万一破損した場合には「破損届」を総務部に提出し、原則として弁償する。

(5) 生徒・保護者の住所等に変更があった場合は、速やかに担任に届け出る。

(6) 学校生活に不要な物は持ってこない。

9 改正手続き

生徒会は、生活規定の変更（追加・改正・廃止）について、生徒等からの意見をとりまとめ、生徒議会に発議する。

- (1) 生活規定の変更について生徒議会の審議を経て、承認を得る。生徒会は校長に対し、ルール変更を求める。
- (2) 校長は、(1)の規定に基づく求めがあったとき、または、生活規定の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取する。
- (3) 学校評議員会及び職員会議で生活規定の変更について議論する。
- (4) 生徒や保護者、教員等からの意見、学校評議員会及び職員会議での議論、本校の生活規定の目的及びスクール・ポリシー等を踏まえ生活規定の変更について決定する。